

消費者ネットワーク岐阜 第13回総会・記念講演会

4月から成年年齢が18歳に引下げ。若者の消費者被害の実態や決済手段との関係について学ぶ

4月より成年年齢が20歳から18歳への引下げがなされ、これまで以上に若年層の消費者被害の増加が懸念されます。現在、どのような消費者被害が若年層に多いのか、クレジットカードや電子マネーのキャッシュレス決済の仕組み、それら決済手段を利用した消費者被害における救済可能性、今後の課題について、お話しいただきます。



講師 松苗 弘幸氏 (埼玉中央法律事務所所属 弁護士)

2000年埼玉弁護士会登録。2018(平成30年度)埼玉弁護士会副会長。埼玉弁護士会消費者問題対策委員会所属(元委員長)、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会所属(元副委員長)。埼玉における特定適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」理事・検討委員。埼玉県消費生活支援センターをはじめ県内自治体のアドバイザー弁護士。その他、県内の消費生活相談員との勉強会の開催などの活動。

【日時】 2022年5月14日(土) 13:30~16:00

【会場】 岐阜大学サテライトキャンパス
(岐阜スカイウイング37東棟4階)

オンライン開催

【プログラム】 13時~受付

第I部 13:30~14:15 第13回総会

第II部 14:30~16:00 記念講演会



参加費 無料

5/10(火)までに
お申込みください。

参加ご希望の方は、お電話または右の二次元コードからお申し込みください!
申し込まれた方に参加方法をお知らせします。

電話 058-370-6867 全岐阜県生協連 (月~金 9時~17時)

